

かんしや



お互い助け合う「感謝」の気持ちと「諫早市社会福祉協議会」の意味を込めて名付けました。末永く皆さまに愛される広報紙を目指しています。

2019
Vol.167

健やかな成長の願いを込めて



みはる台小学校



諫早更生保護女性会から
子育て10か条とクリアファイルの贈呈



諫早市社会福祉協議会から黄色い帽子の贈呈



諫早市交通安全協会から
黄色いランドセルカバーの贈呈

春風が心地よい4月、諫早市内の小学校（28校）と特別支援学校（2校）で1年生1,208人の入学式が行われました。

諫早市社会福祉協議会では、皆さまから寄せられた赤い羽根共同募金をもとに、子どもたちの交通安全を願って「黄色い帽子」を贈呈しました。

また、諫早市交通安全協会からは「黄色いランドセルカバー」が、諫早更生保護女性会からは「子育て10か条とクリアファイル」が1年生とその保護者に贈られました。

子どもたちの安全で健やかな成長は、市民誰もの願いです。子どもたちの登下校時の見守りに皆さまのご協力をお願いします。

平成の時代とともに活動した30年

～民生委員・児童委員活動を振り返る～

皆さんは、民生委員・児童委員をご存知ですか？

身近な地域で生活や暮らしに関することや高齢者・障害者の福祉に関することなどについて、相談を受け、解決に向けたアドバイスやサービス紹介などの情報提供、関係機関へつなぐ窓口として活動しています。

民生委員・児童委員の定数は322人おり、今年の12月には全国一斉改選が行われます。

そのような中、活動を30年続けられている松尾さんの就任からこれまでを振り返ります。

中央中地区民生委員児童委員協議会 会長 **松尾 友宏さん** (73)

～平成元年から 民生委員・児童委員活動スタート～

前任者から民生委員・児童委員の就任の話があったのが、平成元年10月頃。

当時は、自分の仕事のほかに地域のいくつかの役職をしていたことから、委員への就任をためらっていた松尾さん。「自分の時間が空いているときに活動してもらえばいいから」との言葉が引き受けるきっかけになったそうです。

委員の任期は1期3年。3年おきに全国一斉に改選されます。

松尾さんの民生委員・児童委員活動は、平成元年12月1日の一斉改選の時、42歳から始まりました。



喜ぶ顔を見るのが活動の原動力

～就任4か月目の転機～

松尾さんが民生委員・児童委員として担当する世帯は約200世帯。不安を抱えながらのスタートだったそうです。

印象に残る出来事として、社会福祉協議会から生活福祉資金の返済が滞っている人への訪問調査の依頼を受けた時のことを話してくれました。

「借金の取り立てに行くようで嫌な思いもありましたが、これも民生委員の仕事の一つとして、世帯の状況を伺いに行きました。何度となく訪問し、寄り添いながら関わっていくうちに、資金が返済された時は嬉しかったですね。」

この出来事をきっかけに、生活福祉資金の制度があることも知ることができ、地域で困っている人がいた時は、このような制度があることを紹介し、利用することで、生活の安定に繋がればと強く感じたそうです。

「人は、いい時ばかりではなく辛い時もある。その辛いことから立ち直り、喜ぶ姿を見ることが自分の喜びでもあります。民生委員活動をがんばろうという気持ちになったのは、4か月経過したこの出来事でした。」と振り返られました。

～かけ橋としての役割～

「民生委員は、福祉の専門職ではないので、まずは地域の人たちの困りごとや心配ごとに耳を傾けること。そして、住民と市役所や社会福祉協議会の『かけ橋』としての役割を担っていることを心がけ、日々活動していくことが大事。自分だけで抱え込まないことです」と話されます。

～時代は平成から令和へ～

民生委員活動も30年が経過しようとしている松尾さん。今年12月の民生委員・児童委員の改選を前に、最後にこう語ってくれました。

「重ねていくことが大事。継続は力なり。という言葉に胸に、民生委員・児童委員の定年である75歳まで続けたいですね。この活動を続けていることが自分の成長にも繋がっていると信じていますから。」

平成のスタートとともに始まった松尾さんの民生委員活動は、令和の時代となりました。

ご存じですか？

～声の社協だより「かんしゃ」～

毎月、「諫早コスモス音声訳の会」のご協力により、本会が発行している社協だより「かんしゃ」をテープやCDに起して、希望される視覚に障害のある方へ“声のかんしゃ”として届けていただいています。

その他、諫早コスモス音声訳の会では、諫早市の「広報いさはや」、「市議会だより」、「選挙公報」をはじめ、街の小さなニュースを伝える「コスモス便り」や文芸作品の音訳、電化製品の取り扱い説明書の音訳など、視覚障害者の自立を手助けするために様々なボランティア活動をされています。

現在、“声のかんしゃ”を定期的に利用されている方は45人。

そして、ボランティア会員は36人。会員の年齢も40代から80代までと幅広く、みなさん楽しく活動されています。

ボランティアとして一緒に活動してみたい方、また“声のかんしゃ”を利用したい方は、諫早市社会福祉協議会までご連絡ください。



6月

諫早市社会福祉会館行事のお知らせ 「こども支援相談会」

日時：6月25日(火)午前10時から正午まで
場所：諫早市社会福祉会館
対象者：療育が必要なお子さまがいる保護者及び関係機関の担当者
内容：日常生活の指導や集団生活への適応訓練を行うための通所支援、保健事業及び就学相談等についての情報提供や個別相談
参加費：無料
申込：不要
問い合わせ先：市障害福祉課
(諫早市地域自立支援協議会
こども部会事務局)
Tel 22-2366

要約筆記者養成講座受講生募集

難聴者・中途失聴者に話し手の話の内容を文字で伝える「要約筆記」を学ぶ要約筆記者養成講座(パソコン要約筆記コース)が開催されます。興味のある方の参加をお待ちしております。

日程：7月3日(水)～11月27日(水)
毎週水曜日 午前10時～午後2時45分
※8月14日(水)は休講 全21日間

場所：諫早市社会福祉会館

受講料：無料

教材費：3,600円(テキスト上・下巻)

対象者：諫早市民

申込方法：往復はがきに、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号・受講動機・パソコン持参可能の可否、返信の表書きを記載し、お申し込みください。

申込期限：6月24日(月)

申込・問い合わせ先：市障害福祉課 Tel22-2366

シリーズ地区社協

このコーナーでは、地域住民に最も身近な地区社協が行っている住民相互の支え合い活動を取り上げていきます。

シリーズ「地区社協」第2弾 ～地域を助ける連携の形（小野地区社協）

「住み慣れた地域で安心して過ごしたい」これは、誰もが願うことではないでしょうか。しかし、人は体が弱ってきたり、困りごとが生じた時に身近に相談できる人や見守ってくれる人がいないと、不安になるものです。

そんな時、地域で住民に寄り添い相談に応じる民生委員・児童委員とともに、地域での見守り活動やふれあいいきいきサロンなどの地区（校区）社協活動に取り組む「福祉協力員」制度があります。

今回は、厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員と、地区（校区）社協が委嘱する福祉協力員が連携を図りながら地域での見守り活動を行っている小野地区社会福祉協議会（会長：田中司郎）の取り組みをご紹介します。

小野地区社協では、13人の地区担当民生委員・児童委員と、各町に配置された12人の福祉協力員が、毎月ふれあいいきいきサロンを運営したり、隔月に合同会議をしたりするなど、協力して地域の福祉活動に取り組んでいます。例えばひとり暮らし高齢者宅への見守り訪問を一緒に行うこともあり、日頃から地域の課題を共有し、民生委員・児童委員と福祉

協力員との緊密な連携が実践されています。

日頃の連携による成果の一つとして、体調がよくない高齢者の定期的な見守り活動につながった例があります。

これは、ある福祉協力員が足取りがふらついている近所の一人暮らし高齢者を見かけ、民生委員を通じて、家族に連絡しました。家族が自宅に戻った後、本人・家族・民生委員・福祉協力員の四者で話し合い、交代で定期的な見守り訪問活動が行われるようになりました。

福祉協力員として活動されている田島美代子さんは、「福祉協力員になったことで、今まで繋がりがなかった方たちと知り合えたことが私の財産になっている。」と笑顔で話されました。



調子はどうですか。会話に笑顔がこぼれます
写真中央は、野田福祉協力員
写真右は福井民生委員

ご寄付ありがとうございました

平成31年4月1日～平成31年4月30日受付分
次の皆さまから、心温まるご寄付をいただきました。
ご厚志に沿うよう地域福祉事業のため大切に使用させていただきます。

香典返し

- ▼馬場 薫 様（新道町） 【亡夫 邦晴 様】
- ▼杉本 秋男 様（下大渡野町） 【亡母 シツエ 様】
- ▼小川 孝次 様（日の出町） 【亡父 大次 様】

編集発行 社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会

〒854-0045 諫早市新道町948番地
TEL0957-24-5100 FAX0957-24-5101
ホームページ <http://isahaya-shakyo.jp>
(諫早市社会福祉協議会で検索ください)

Facebookを開設しております♪最新情報を発信中!!



諫早市社会福祉協議会



6月のふれあい福祉相談

日常生活における様々な心配ごと・悩みごとなど、何でもおたずねください。

一般相談	開設日	月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
	開設時間	午前10時～午後3時
	場所	ふれあい福祉相談センター (諫早市社会福祉会館内) 【専用電話】23-7022

財産、権利擁護など、法律上の悩みごとなどをおたずねください。

無料専門相談	開設日	6月28日(金) 弁護士
	開設時間	午後1時30分～4時
	場所	諫早市社会福祉協議会 電話 24-5100

※専門相談は、10日前までに予約をお願いします。